

理由

本組合決議及一般の方針の決定執行に当りては本組合の機関により行はれ居るが此に依つて完全な結果を得るに考へらるべきは、それは役員人選に關して限り此たる範圍に於て其の人員も限られて居る、現在日本の労働組合自体の現狀に於て彼の如き統制と云ふが、尙前速遠の感がある、此の統制をして完成する一過程として、組合内の人望、識見の士をして委員としたる機関を設け、組合活動全般の最高諮問機関とするを理由とす

(一) 委員人選(以下)

- 執行委員會代表 一名
- 青年部代表 一名
- 幹事會代表 二名
- 支部代表 一名

(二) 権限
但し、組合長以下一名、百名以上三名迄二名、三百名以上五百名迄三名

統制委員會は執行委員會幹事會其他組合員一様の行動に關する諮問統制を執るものにして、組合機関の決議、組合員の行動にして不当不穩のものありたるときは、徹底的に訂正する権利を有するものとす、何れも何れも機関の目的、大會の召集、理事の事務、法律上の見解を申告する権利を有す

宣言

人類の歴史に於ける働く者の努力と結果は餘りにも悲愴であつた、即ち結果に於て酬はれたものは何であつたか、それは饑饉と窮乏以外の何物でもなかつた、即ち社会の文化は働く者を搾取することに依つて打ち建てられた、而して現在の社会文化は労働者の努力なくしてその完成はない、近代の労働者の頭上には近代的文化は深刻な生活不安が襲つて居る、見よ賃銀値下、事業縮小、工場閉鎖の暴風は銜を吹き捲くつて居る、労働者受難の怨毒は更に猛威を逞ましく加重の度を増さんと居る、吾等は此の諸狀勢に直面し吾等労働者の堅き信念と團體的訓練とを以て、敢然之に對抗し労働階級の生活を防衛し進んで人類共存の社会の建設を志念としたけりはふらふい。

現実運動の高唱

吾等の運動自体の原則は日常生活の確保にある、故に吾等の日常生活に關する諸問題は労働組合として第一義的目的である、是がたの常上現実を基礎としたる方針を以て行動しなくてはならない、故に労働階級が当面せる要求はそれが部分的たる改良的たることを問はず出来得る限り効果的に是を實踐に移し、理論や思想のためにその行動と効果を放棄してはならない、吾等は、実践運動を通じて日常生活を